

第4章 分野別の方針

1 土地利用の方針

金沢区は、古くからの時代を経て、区内の大部分で開発が進められ、市街地としての形成が完了しつつあります。一方で、開発から数十年が経過した地域では、再整備や転換期にきています。土地利用の方針としては、基本的に現在の土地利用を継承しながら、より質が高く、持続可能な市街地の形成を行っていくこととします。

◆土地利用方針

(1) 住居系土地利用

おおむね昭和30年代までにつくられた住宅地においては、環境の保全と向上に努めるとともに、人口規模・構成に見合った効率的な基盤の整備や生活利便機能を導入し、防災性の向上を図りつつ、子育て世代や高齢者にとって住みやすいまちづくりを進めていきます。

能見台、釜利谷や東朝比奈地区など、計画的に開発された戸建て住宅地では、現在の身近な住環境の維持を図り、また、さらに美しいまち並みづくりを誘導します。

並木などの中高層住宅地では、緑地帯の保全等により住環境を維持し、現在の中高層住宅の土地利用を継承しつつ、建物の更新時期には、地域の課題解決に資する機能の導入を誘導します。また、能見台駅西側の能見台東地区周辺についても、中高層住宅主体の土地利用を維持し、商業、業務、公共施設等との共存を図ります。

(2) 幹線道路沿道

幹線道路沿道では、生活に必要な沿道型施設など、幹線道路の利便性を生かした商業・サービス機能を中心に住宅等との共存を図ります。

(3) 商業系土地利用

京浜急行の各駅周辺は生活拠点として位置付け、駅周辺の利用者の圏域の規模に応じた商業や業務機能の集積を進めるとともに、住宅等との共存を図ります。とりわけ、商業、業務、行政、文化など都市機能が集積している金沢文庫駅周辺から金沢八景駅周辺にかけての地区においては、区を中心としての魅力づくりを進めます。

また、京浜急行の各駅周辺地区以外の商業・業務地についても、商業・業務機能と住宅等が複合・共存した魅力ある土地利用を促進します。

(4) 臨海部土地利用

国道 357 号線より海側の埋立地などの臨海部は製造業や卸売業を中心とした工業系土地利用を推進し、住宅等の立地を規制することで工場等の集積地域としての良好な操業環境の維持を図ります。加えて、環境・エネルギー、教育・研究機関と連携した医療・健康分野など、新たな産業の創出を促します。

臨港地区では、物流や生産などの港湾機能を集積します。また、八景島や海の公園周辺、横浜ベイサイドマリーナでは、海に親しめる区民の憩いの場としての利用を行います。

横浜南部市場では旧中央卸売市場としての特徴を生かし、「食」をテーマとしたにぎわいの創出を目的とした土地利用を図ります。

土地利用の転換に際しては、周辺地域への影響や、インフラ・公共施設等の整備状況を踏まえ、調和のとれた適正な土地利用を誘導します。

(5) 市街化を抑制すべき地域

良好な自然的景観を守ることを目的とし、「風致地区」に指定されている、円海山から連なる尾根筋の「円海山風致地区」と、区北東部の旧海岸線に沿った「富岡・長浜風致地区」の2地区について、緑地帯として樹林地や農地の保全を図ります。

主として円海山から南に連なる尾根筋は「円海山近郊緑地特別保全地区」、釜利谷東に存在する斜面緑地や御伊勢山・権現山などは「特別緑地保全地区」に指定されています。これらの指定地を中心に樹林地の保全を推進します。

(6) 米軍施設及び返還施設跡地

平成 17 年に国へ返還された旧小柴貯油施設は、現況の自然環境や地形を生かした公園として整備するとともに、将来的に広域避難場所となることを想定し、防災にも配慮した土地利用を図ります。

平成 21 年に国へ返還された旧富岡倉庫地区は、跡地利用基本計画、全市的・地域的なニーズや課題解決に対応する土地利用を図ります。

池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)については、早期返還や周辺環境整備などの地域の意向を踏まえながら国との協議を継続し、地域特性を考慮した土地利用を図っていきます。

●土地利用の方針図



<ul style="list-style-type: none"> [---] 区界 --- 鉄道 (既存旅客路線) --- 高速道路(既存) --- 幹線道路(既存) --- 河川 	<p>【住居系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 低層住宅を中心的な土地利用とする地域 中高層集合住宅(団地、マンション等)を中心的な土地利用とする地域 住宅及び小規模な店舗、事務所が共存する地域 道路沿道で、自動車による利用を目的とした施設、住宅等が共存する地域 <p>【商業系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業・業務機能と、高度利用された住宅等が複合、中心する地域 商業・業務を中心的な土地利用とし、住宅等が共存する地域 	<p>【工業系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小規模の工場と住宅、商店等が共存する地域 工場、倉庫等を中心的な土地利用とする地域 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模施設地区 公園・緑地等のレクリエーション地域等 市街化を抑制すべき地域 臨港地区 緑の10大拠点 特別緑地保全地区 近郊緑地特別保全地区 風致地区
---	---	---

※土地利用の方針図は、用途地域をベースに編集しています。

(7)まちのルールづくり推進に関する方針

上述した「土地利用の方針」で示した大きな枠組みに加えて、住民や地権者が主体的に地域の課題について話し合い、共有化した将来像に基づき土地利用や建物の建て方に関するルールを定める場合には、ルールづくりを支援・誘導します。ルールを決める手法としては、建築協定、地区計画、地域まちづくりルールなどがあり、制度の活用を促進することで、地域の特性を踏まえたきめ細やかなまちづくりを推進します。既存のルールについては、人口減少や少子高齢化の進展、空地・空家の増加などを踏まえた見直しを推進します。ここでは地域で活用することができるルールづくりを紹介します。

① 建築協定

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が「約束(協定)」を互いに取り決め、地域で「協定運営委員会」を組織して守りあっていくものです。横浜市長の認可を受けることにより、建築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力が引き継がれます。

(区内19地区 平成29年8月時点)

② 地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のことです。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設(地区施設)、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定めます。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めています。

(区内9地区 平成29年8月時点)

③ 地域まちづくりルール

建物や土地利用などについて、地域まちづくり組織(地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織)が地域住民等の理解や支持を得ながら、自主的に定めたルールのことです。横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、認定を受けた地域まちづくりルールの対象地域において、地域まちづくりルールに係る建築等を行う場合には、地域まちづくり組織との協議や市長への届出が必要となり、地域まちづくり組織と市によりルールの運用、遵守を図ります。

(区内2地区 平成29年8月時点)

④ 地域まちづくりプラン

横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、地域の目標・方針やものづくり・自主活動など課題解決に向けた取組を、地域まちづくり組織(地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織)が地域住民等の理解や支持を得ながらとりまとめた計画のことです。地域まちづくりプランに基づき、地域まちづくり組織は、市と連携してプランの実現へ向けた取組に努めます。

(区内2地区 平成29年8月時点)

⑤ 景観協定

良好な景観の形成を図るため、土地所有者等が全員の合意によって地区の景観に関するルールを定める制度のことで、建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠等に加え、緑地の保存や、景観に関する取組等も定めることができます。

⑥ 街づくり協議地区制度

市街地開発事業等の推進、都市基盤の整備、都市機能の集積、土地利用の誘導、街並みの誘導、歩行者空間の整備などを推進するため、市長が協議を必要と認め指定した地区のことで、指定した地区において指針を定め、市民の協力のもとにまちづくりに関する協議を行うことにより、利便性が高く、安全で快適な、魅力ある市街地の形成を誘導しています。

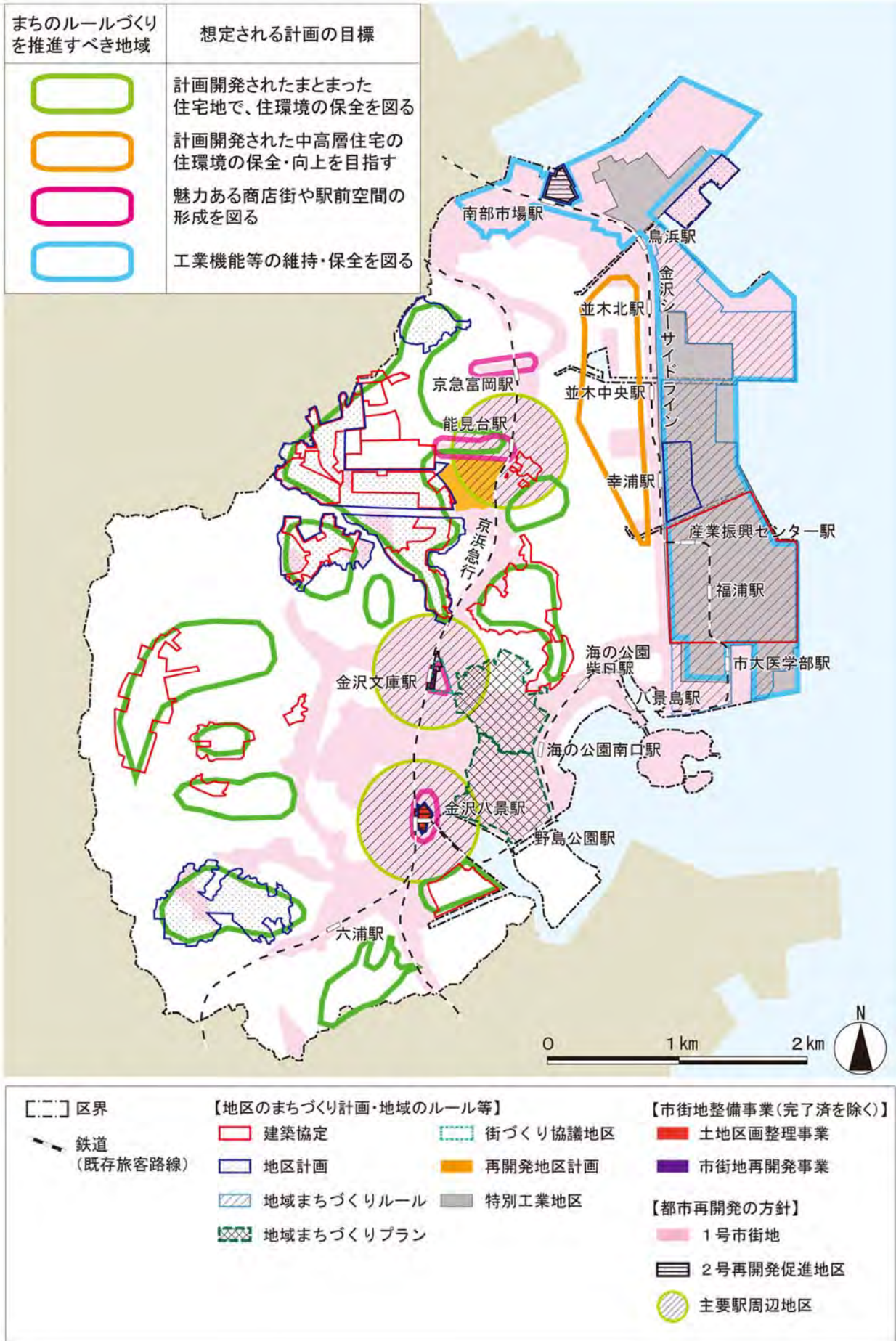
⑦ 任意協定

法令に基づかない住民同士の私的なルールです。また必ずしも強い合意を必要としないことから、まちづくり活動の初期に策定したり、法令に基づく制度のみでは表現できない柔軟なルールを地区計画等と併せて決めようとする場合などに有効です。

●地域のまちづくり課題と考えられるルールの例

地域のまちづくりの課題	考えられるルールの例
・子どもたちや若い人たちが住みやすい住宅地にしたい	・既存のルールの用途制限を緩和し、二世帯住宅ができるようにする。 緑化などの基準を追加するとともに、敷地規模の制限を緩和する。
・空家を活用してコミュニティカフェなど住民が集える拠点をつくりたい	・既存のルールの用途制限を緩和し、店舗併用住宅ができるようにする。
・空地・空家が増加しており、将来の環境悪化など問題が起きないか心配だ	・地域まちづくりルールや任意協定に、空地・空家の管理に関するルールを定める。
・まちの歴史や特性を生かした独自のまちづくりをしたい	・優れた景観を生み出している山の緑などが隠れないよう、建物の位置や高さを定める。 ・由緒ある建物や街並みにそぐわないような建物の用途やデザインを制限する。 ・優れた樹木や草地を保存するよう定める。
・魅力ある商店街や歩行者空間をつくりたい	・歩行者空間を確保するために、1階の壁面の位置を定める。 ・にぎわいのある通りをつくるため、建物の1階の用途を商業系に限定する。 ・看板や建物のデザインをそろえる。
・狭い道路をはさんで家屋が密集しており、火事の場合に心配	・耐火性のある建物を増やしていく。 ・建物の建て替えにあわせて道路を広げるよう、壁面の位置を定める。 ・地震で倒壊するおそれのあるブロック塀をやめて、生け垣にする。
・良好な工業地環境の保全を図りたい	・工業地としてふさわしい建物用途の制限を行う。 ・公害を防止するために必要な建築設備の設置を定める。

●まちのルールづくりの推進に関する方針図



2 都市交通の方針

交通網を整備し、幹線道路や主要な地域道路の交通混雑を緩和するとともに、住宅地内の生活道路を通り抜ける車両の低減を図ります。

なお、道路網の整備に際しては、歩行者空間の充実や環境保全を心がけるなど、十分な配慮を行います。

また、鉄道駅から遠く、バスを利用することが困難であるなど、公共交通網が不足している地区では、日常生活の利便性を確保するための公共交通網の整備を進めます。

◆道路網に関する方針

(1) 幹線道路及び主要な地域道路網

南北方向の幹線道路として、横浜逗子線、国道16号線、国道357号線の整備を進めます。また、泥亀釜利谷線、富岡小学校前通りなど、東西方向の整備によって、幹線道路を結ぶネットワークを確立するとともに、京浜急行各駅周辺へのアクセスを向上させます。

(2) 高速道路網

圏央道の一部となる高速横浜環状南線の整備を促進し、横浜市全域を含めた広域的な高速交通のネットワーク化を進めます。

広域的な幹線道路網を充実させることで、地域経済の活性化、災害対応力の向上など市民生活の安全・安心の確保を図ります。

(3) 身近な道路網

狭あい道路が多く、火災、救急などの緊急活動等に課題を抱える地域では、区民との協働により拡幅整備や道路内支障物の移設等を促進し、住環境の向上を図ります。

また、水や緑といった自然環境や歴史に身近に接することが可能な歩行者空間ネットワークづくりを進めるとともに、無電柱化の推進や美化活動を通し、快適な歩行者空間を形成します。さらに、自転車利用者が交通ルールを守るための啓発をするなど、歩行者と自転車が安全に通行できるような環境を維持しつつ、安全・快適な道路整備を進めます。

◆公共交通網に関する方針

(4) 駅舎及び駅周辺

各駅ではエレベーター設置するなど、誰でも使いやすいようバリアフリー化された環境の整備に向けた検討を進めます。

乗降客数が多い金沢文庫駅や金沢八景駅などの主要駅では、交通広場の整備、改善を進め、交通結節点機能の強化を図ります。

駅周辺では、駐輪環境の整備や放置自転車対策を引き続き進めるとともに、自転車利用者のマナー向上や交通安全啓発を行い、駅前の歩行者空間を確保します。

(5) バス

身近な生活交通として、最寄りの駅まで15分で到達できる交通体系を基本に、道路網の整備などによりバスの走行環境の改善を図ります。

バス路線の未整備地域など、公共交通サービスの導入を目指す地域に対し、地域の主体的な取組がスムーズに進むように、実現に至るまでの活動に対して積極的な支援を進めていきます。

●都市交通の方針図



3 都市環境の方針

都市生活の快適性を維持しながらも、地域、企業、大学、行政等が連携し、環境負荷が少ない環境にやさしいまちづくりを進めます。さらに、気候変動の影響に対応する適応策を進めます。

(1) 少負荷・循環型社会の創出

環境への影響や負荷が少ないまちづくりを進めます。このため、廃棄物の減量化や資源化、雨水や下水処理水の再利用、またこれらを有効活用する取組を進めます。さらに公共交通網の拡充、利便性の向上を進めることにより公共交通機関の利用促進を図ります。

また、環境への十分な配慮がなされた低炭素型社会の実現に向けて、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用に加え、エネルギー効率が良く環境負荷の少ない都市施設整備や体系的な道路網の整備を行います。

(2) 産業型公害、都市・生活型公害の抑制

事業活動に伴って発生する大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動など産業型公害の抑制に努めるとともに、産業が集積している臨海部においては、土地利用の規制・誘導などにより、住宅及び工場の混在を防止したり、それらの間にある緩衝帯を適切に保全し、住宅地等の環境を守ります。

また、自動車交通による大気への悪影響については、体系的な道路網の整備により交通の流れを円滑にするとともに、公共交通機関の利便性向上を図るほか、区民一人ひとりが環境に配慮した活動を行うよう取組を進め、自動車や排気ガスや騒音などの軽減に努めます。

(3) 環境保全に対する区民一人ひとりと行政の取組

循環型社会の形成を目指して、廃棄物の3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)を推進し、公害の防止、緑と生態系の保全・育成等の取組を進めます。環境保全の取組は、ごみの減量化や資源化、省エネルギー、住宅地の緑化など、区民一人ひとりから始められることも少なくありません。環境保全活動に関する情報提供や支援制度等を通じて、区民一人ひとりの環境に配慮した意識と行動によって支えられる環境保全活動の取組を支援します。同時に、環境への負荷が少ない個々人のライフスタイルの確立を促進します。

～ 横浜グリーンバレー等の推進 ～

低炭素なまちづくりに向けた「横浜グリーンバレー」のモデル地区である金沢臨海部の産業集積地域において、事業所間でエネルギー融通などを行うモデル事業の実施や、地域でエネルギーマネジメントを行う体制づくりを支援しています。

また、海藻等による温室効果ガスの吸収や海水熱利用など海洋資源を活用した地球温暖化対策「横浜ブルーカーボン事業」にも取り組んでいます。



企業による小中学生向けの環境教育の様子

4 都市の魅力の方針

金沢区内の河川は、数本ある河川が源流から海まで区内で完結しており、水と緑が相まった多様な自然環境と豊富な歴史資源とが複合した姿を身近に目にできる地域特性を備えています。

そこで、自然や歴史などの魅力的な地域資源を保全・継承・発信するとともに、これらに親しめる空間を生み出し、その活用を地域、企業、大学、行政等が協働で進めていくことで、自然環境と子どもから高齢者まで全ての世代の区民との関わりを深めます。

(1) 緑の尾根軸

「緑の尾根軸」は、全市的視野の中で、優先的に保全することとされている緑の10大拠点の中の「円海山周辺地区」及び「小柴・富岡地区」に位置しています。こうした位置付けを背景として、まとまった樹林地については、土地所有者などの協力を得ながら、特別緑地保全地区等の緑地保全制度の指定、風致地区の指定の維持などの対策により保全を進めます。

また、ハイキングコースをつなぐなど、散策ルートのネットワーク化を図ります。特に連続した自然資源が豊かである「円海山周辺地区」は、横浜つながりの森エリアの中でもコア区域と位置付けられており、ハイキング、自然観察などが楽しめる場として活用します。

「小柴・富岡地区」は、旧海岸線沿いの緑や史跡などの歴史的環境を保全し、農とのふれあいの場や海のレクリエーション拠点として活用します。

(2) 海の水際軸

埋立によって形成された幸浦・福浦などの海岸線から、自然海岸を有する野島にかけて、磯や砂浜といった変化のある海辺空間において、浅場の造成や藻場の育成など多様な生物が生息しやすい自然生態環境づくりを進めます。さらに、南北に連なる海の公園、八景島、横浜ベイサイドマリーナなどのレクリエーション施設や、にぎわい創出を目的とした整備を行う横浜南部市場を生かし、周辺環境に配慮しながら、区民に親しみやすい海辺のにぎわい空間を生み出します。また、海岸線に沿った遊歩道とサイクリングロードのネットワーク化を図ります。

(3) 谷戸から海への軸（川の軸）

侍従川、宮川、富岡川の3水系について、豊かな緑に囲まれたせせらぎと魚影が行き交う流れのある河川環境の保全・創出を目指します。また、散策路や憩いの場の整備を図り、河川への親水性や、谷戸から海への回遊性を高めます。

(4) 歴史資源・文化資源

鎌倉時代には六浦津^{むつらのつ}を擁し、金沢北条氏の拠点であった金沢には、鎌倉政権との深い関わりから、称名寺をはじめとした豊富な歴史資源・文化資源が当時から存在しており、その多くは自然環境の豊かな地域にあるため、歴史と自然が複合した空間となっています。

そこでこれらの歴史資源・文化資源と、周囲に存在する自然環境とを一体として大切に保全しつつ、活用を図ります。

(5) 市街地の花と緑

計画的に開発された市街地では緑豊かなまち並みを保全するため、公共施設での緑の創出、地区計画、建築協定などと連携して緑地協定などのルールづくりを進めます。また道路に面した部分に花木や生垣などを植栽し、花鉢で飾るなど、四季折々の花のあるまちづくりを進めます。

戦前までに開発された低地や谷あい広がる古くからの市街地では、ベランダ、壁面、屋上、空地、歩行者空間などあらゆる空間を活用した緑化を進めます。緑化スペースのないところでは、窓辺を花で飾るなど、1本の樹木や花を大切にしたまちづくりを進めます。

大規模開発などにより市街地の再編が図られる地区では、オープンスペースや緑化空間の確保を図ります。

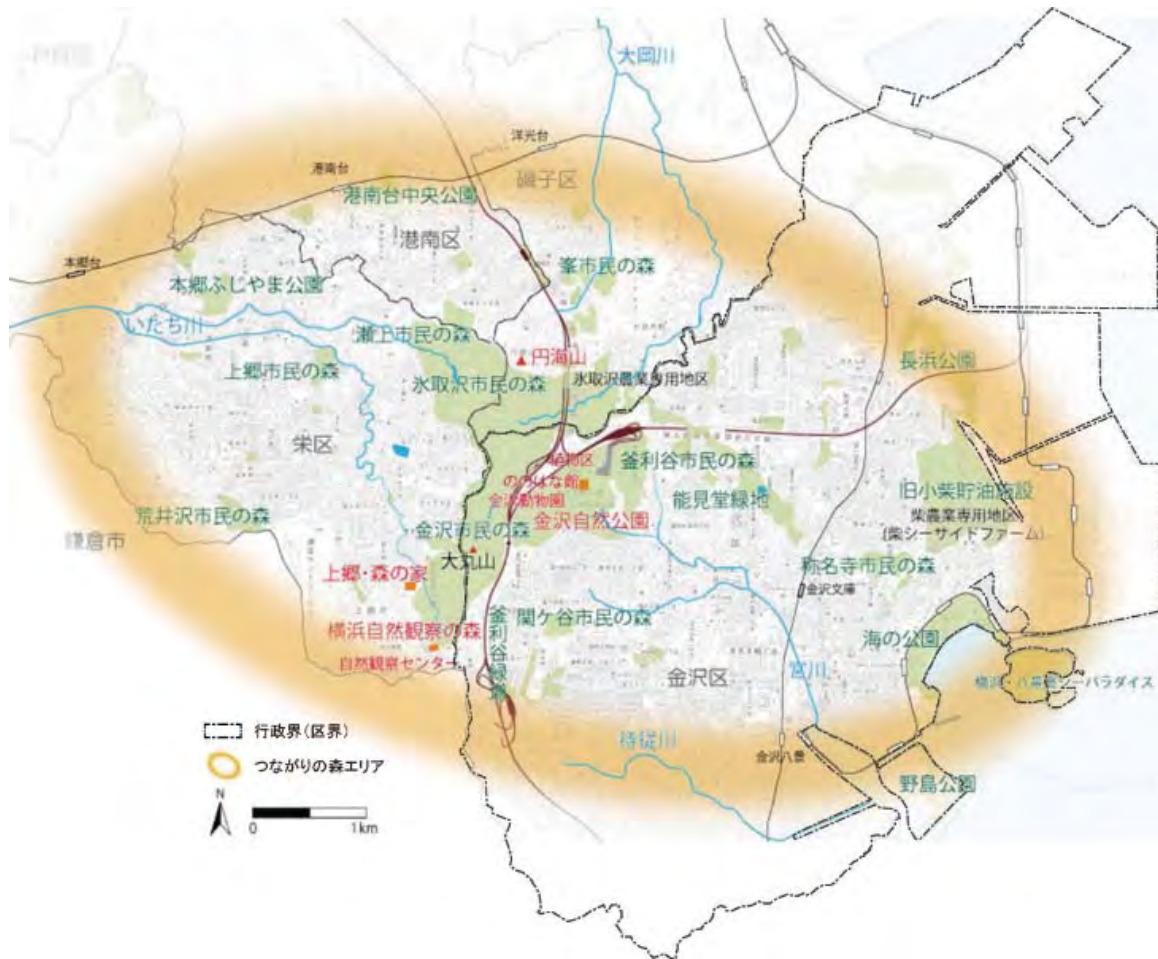
(6) 特色のある公園、農地

区民の皆さま、市民の皆さまに親しまれる特色のある公園整備を進めます。

(仮称)金沢八景西公園は、後背地の御伊勢山・権現山の歴史的風致や景観に配慮しながら、茅葺きの建造物が残る一帯を整備することで、海、山、歴史を感じられる公園とします。

(仮称)小柴貯油施設跡地公園は、旧海岸線を形成していた崖などの特色のある地形や現況の自然環境を保全しながら、生物多様性などの大切さを市民が感じ、学び、育てる緑の拠点とします。また、近接する農地とも連携し、農体験など農を身近に感じる場をつくれます。

●横浜つながりの森エリア



出典：生物多様性横浜行動計画(平成 27 年)

●旧小柴貯油施設の公園活用



参考:(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備概要図

～ 健康みちづくり推進事業 ～

「健康みちづくり推進事業」は、「よこはまを歩いて楽しく健康づくり目指せ！健康寿命日本一」を目標とした市民の皆さまの健康増進や外出意欲の向上に資する歩行空間を整備することにより、楽しみながら健康づくりに取り組める場を創出するとともに、一人ひとりの健康寿命を延ばし、いきいきと楽しく暮らせる活力ある横浜を創ることを目的とした事業です。金沢区では、旧海岸線を感じながら、歴史、海、緑をめぐるルートを設定しています。



●都市の魅力の方針図



5 都市活力の方針

自然、歴史、文化、産業、大学などの金沢区の魅力を生かし、地域の特性にふさわしい活動拠点が充実するとともに、区民の多様な活動を通じてにぎわいと活力を感じる都市づくり、地域コミュニティづくりを目指します。

(1) 交流人口（観光）の活性化

金沢区の豊富な自然資源や寺社仏閣等の歴史資源を生かしたウォーキングルートを設定、周知し、「歩く観光」を推進します。また、臨海部においては、工場集積地としての良好な操業環境との調和を図りつつ、区内外から多くの利用者が訪れるレクリエーション施設等との連携を促進し、歴史や文化、優れた技術力など金沢区の魅力を広く発信していくことで交流の活性化を推進していきます。

(2) 環境未来都市を目指したまちづくり

少子高齢化や人口減少などにより生じる課題に対して団地再生や空家活用などによる課題の解決に向けて、地域、企業、大学、行政などが連携協力し、地域特性を生かした活力ある持続可能なまちづくりを進めます。

子育て世代や高齢者、障害者などが地域で安心して暮らせるよう、地域のコミュニティづくりを推進します。また、ICT(情報通信技術)を活用した情報提供やきっかけづくり、場づくりを進めます。

～ かなざわ八携協定 ～

金沢区の地域活性化策を協力して実践するため、鉄道事業者、企業、大学、商工業など八者による協定「かなざわ八携協定」を平成26年7月に締結しました。

少子高齢化や地球温暖化などの社会的課題の解決に向けて、連携協力の輪を広げながら、豊かな自然を次世代に引き継ぐとともに、金沢のまちをさらに盛り上げ、その魅力を広く内外に発信します。



京浜急行電鉄株式会社	株式会社横浜シーサイドライン
横浜商工会議所金沢支部	株式会社八景島
学校法人関東学院	公立大学法人横浜市立大学
横浜金沢観光協会	横浜市金沢区役所

(3) 駅周辺市街地等の充実

区民の生活拠点となっている駅周辺市街地では、まち並みの魅力づくりを進めるとともに都市基盤の整備や地域商業の活性化を図り、都市機能を充実させていきます。

中でも、金沢文庫駅周辺から金沢八景駅周辺にかけてのエリアは、区民の生活に不可欠な、多様な都市機能が集積するエリアとして整備していくことで、魅力的な区心の形成を目指します。

(4) 臨海部産業団地（LINKAI 横浜金沢）の活性化

製造業や卸売業などが集積する産業団地としての操業環境を維持していくとともに、恵まれた自然環境を享受できる地域環境を生かしながら就業者の利便性の向上を目指します。また、職住近接化を図るなど、企業と地域住民との相互理解を深めます。

～ 大学と連携した地域社会づくり ～

金沢発!「地元企業活性化」大学連携ベンチャープロジェクトとして、学生が企業を訪問し、学生からの視点で訪問企業の「特長」「魅力」等取材してパンフレットを作成し、紹介を行っています。また、横浜市立大学の「教員地域貢献活動支援事業」を活用し、区内における中小企業が抱えている課題の調査等を行い、課題解決のための方策を検討し、大学連携等による活性化策を提案しています。



作成したパンフレット

こうした市内大学の連携ネットワークや特色を生かした社会貢献の取組を拡充・強化していくことにより、人を惹きつける魅力や活力に満ちた地域社会づくりを進めています。

6 都市防災の方針

金沢区は海と丘陵との自然環境に恵まれています。しかし、急峻で入り組んだ地形の丘陵部は大雨による崖崩れなどの災害が、海に近い所では津波・高潮災害が懸念されます。

また、近年の気候変動に伴う局地的な大雨の発生などにより風水害への対策も必要となってきました。さらに、古くから形成された木造家屋が密集した市街地では、大規模地震発生時における火災が懸念されます。

そこで、災害が発生しにくく、市民生活が守られ、万が一災害が発生した場合でも早期に都市機能が復旧する災害に強いまちづくりを地域住民と協働で進めます。

(1) 地震・火災に強いまちづくり

地震による災害が発生しにくいまちづくりを進めるとともに、災害が発生した場合でも都市機能の早期復旧に寄与する基盤施設の整備を進めます。

橋梁や公共施設等の耐震補強、急傾斜地崩壊危険区域への対策を推進します。住宅地においては、家屋の耐震補強やブロック塀から生垣や軽量のフェンスなどへの転換を進めます。

地震による火災への対策として、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路(泥亀釜利谷線(地震火災対策重点路線))や幹線道路の整備を進めるとともに、老朽化した建築物についても建て替えや共同化を進め、不燃化を促進します。狭あい道路が多く見られる旧市街地や比較的古い住宅地では、狭あい道路整備促進路線を重点的に拡幅整備するほか、必要に応じて小型消防自動車や防火水槽、初期消火器具などを整備していきます。加えて、公園、樹林地、農地等避難場所となるオープンスペースや消防水利の確保を促進します。

また、大規模地震の発生により、上下水道、都市ガス、電気、通信といった都市生活を支える施設(ライフライン)の断絶による生活障害の拡大が予想されます。震災時にもその機能を十分に確保するため、無電柱化やライフラインの耐震化、また、分散型の多様なエネルギー源の確保など、早期復旧が可能な都市整備を進めます。さらに、災害時の緊急輸送路となる国道16号線沿道においては、耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化促進を図ります。

(2) 津波・高潮に強いまちづくり

区域の東側が海に囲まれている金沢区では、津波や高潮の被害が心配されることから、海岸保全基本計画等を踏まえ、必要な護岸の整備を推進していくとともに、護岸では防ぐことのできない津波等に対しては、高層の建築物や構造物などの津波避難施設の認定など、適切な避難及び対処方法に関する検討、整備を推進します。

(3) 大雨に強いまちづくり

市街化が進み、コンクリートやアスファルトで囲まれた都市環境は、雨水の地下浸透を低下させ、区内を流れる河川の増水を引き起こす危険があります。このため、樹林地などの保水能力の維持、雨水循環の環境づくりや河川の護岸整備、公共施設や宅地開発等での雨水貯留施設整備による流出の抑制、下水道事業の推進など総合的な治水対策を実施し、被害の生じにくいまちづくりを進めます。

また、区内に多く存在する危険な崖地では、対策工事を推進するとともに、崖崩れが発生するおそれがある場合については、迅速に「避難勧告」を発令するなど体制を強化します。

(4) 防災体制の充実

災害に対しての安全な都市空間の実現は、基盤施設の整備だけではなく、災害の防止・対応のための体制づくりや地域における防災力を高めることが重要です。地域防災拠点等への災害対策物資や機材の発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な情報伝達、避難計画や応急医療対策などについて、地域での「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく取組を推進します。地域防災拠点運営委員会や消防団、まちの防災組織、事業所等の自衛消防組織の意識と機能の向上など、地域単位での人づくり・仕組みづくりを図り、地域全体が相互に協力できる「自助」「共助」「公助」体制を確立することにより「災害に強い地域づくり」を推進します。

(5) 帰宅困難者対策

金沢区では、通勤・通学者に加え、観光客などの帰宅困難者等の発生が予想されます。災害発生時における帰宅困難者による混乱を回避するため、鉄道事業者や民間商業施設と連携し、発生時の対策強化を図ります。今後は駅周辺の公共施設及び民間施設等へ協力を依頼し、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するため、連絡体制の整備などを進めます。

～ 防災まちづくり計画 ～

金沢文庫駅周辺から平潟町にかけての一带は、「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」において、地震火災対策の重点施策を進める「対象地域」に指定されています。

このうち、2地区において協議会が設立され、まち歩きやワークショップなどを行いながら地域住民の皆さまと防災まちづくりに関する計画を策定し、市の認定を受けました。（「寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協議会防災まちづくり計画」（平成22年11月認定）、「金沢地区防災まちづくり計画」（平成27年4月認定））これらの協議会では、計画に基づき、地域住民の皆さまとともに、横浜市などの関係機関と役割分担をしながら協働して事業を推進しています。

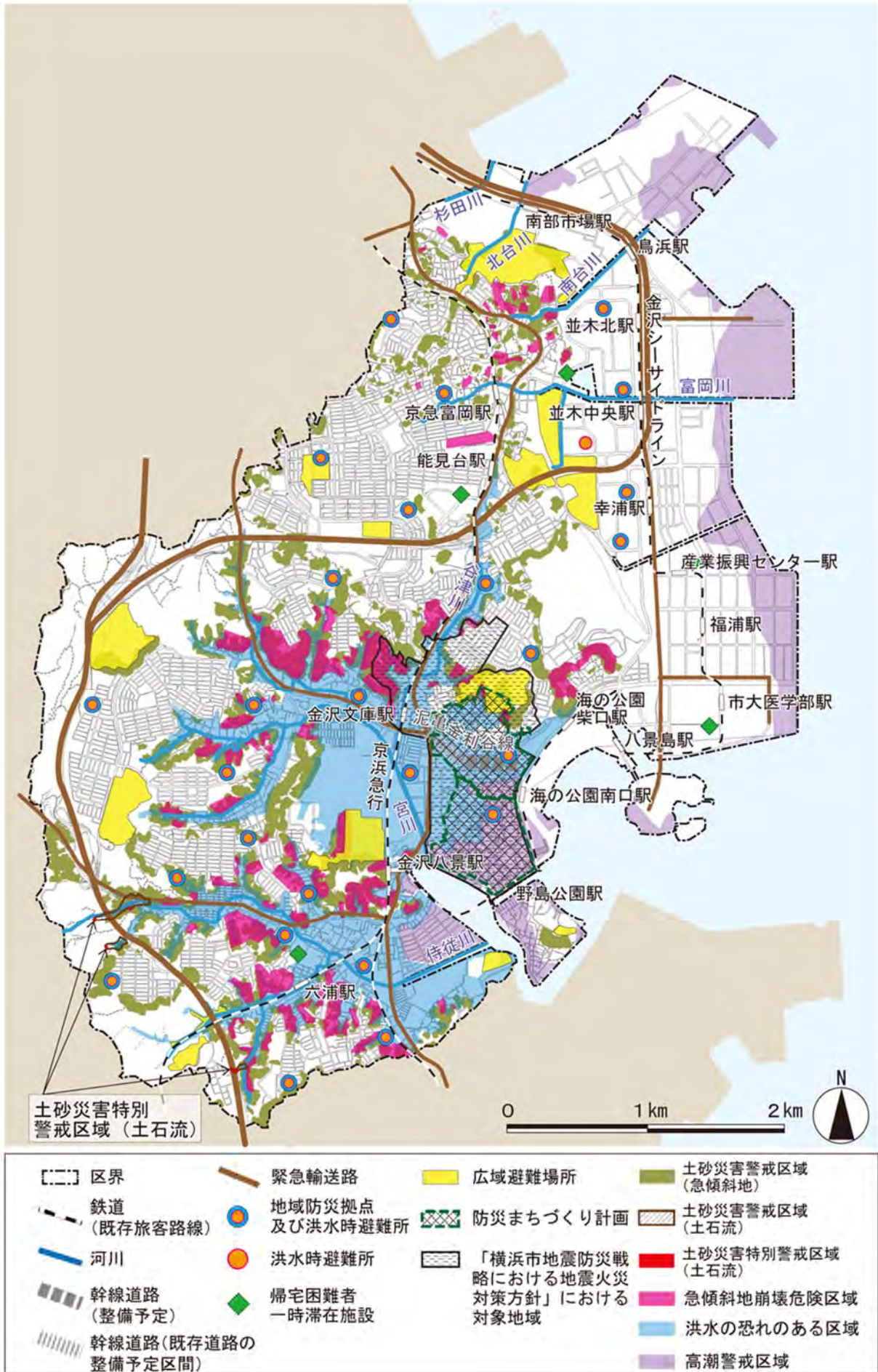


防災訓練の様子



ワークショップの様子

●都市防災の方針図



7 健康と福祉のまちづくりの方針

誰もが安心して、健やかに暮らし、学び、働くことができるまちづくりを目指します。

そのため、地域福祉保健計画などと連携しながら、ハードとソフトの両面からの視点をもって取り組みます。

◆施設整備等に関する方針

(1) 誰もが利用しやすい施設の整備

公共施設をはじめ、人の集まる福祉・医療・文化・公共交通機関等の施設について、横浜市福祉のまちづくり条例に基づく、誰もが利用しやすい施設となるよう整備について働きかけます。道路や公園といった都市施設等についても、再整備等の機会をとらえて段差の解消や園路・歩道の有効幅員の確保、勾配の緩和、ベンチ等の休憩施設の整備に努めます。個人住宅については、情報提供を通じた支援のほか、集合住宅の事業者に対して、高齢者や障害者が安心して利用できる施設とするよう働きかけていきます。

また、金沢文庫駅・金沢八景駅からの徒歩圏と考えられる駅からおおむね半径 500m から 1,000m の範囲には、「いきいきセンター金沢」などの複合福祉施設や金沢区総合庁舎などの公共施設が集積しており、多くの人々が往来する地域となっています。この範囲については、すでに策定されている「金沢文庫駅・金沢八景駅周辺地区バリアフリー基本構想」(平成 25 年3月、以下「バリアフリー基本構想」といいます。)に基づき整備を進めます。

(2) 健康都市づくりの推進

身近な場所で手軽に健康づくりができるよう、公園に健康づくりを兼ねた遊具を整備したり、ウォーキングや散策に適した緑道や遊歩道の整備など、全ての世代の健康づくり活動のための環境整備に努め、地域における健康寿命を伸ばす視点を取り入れた健康づくり・保健活動の取組の充実を支援します。

◆身近な地域での取組に関する方針

(3) 地域福祉保健の充実

少子高齢化の進展や家族形態の変化、近隣関係の希薄化などによって孤立しがちな人が増えることが予測されますが、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるためには、介護や医療などが切れ目なく提供される仕組みとともに、身近な地域における多様な見守りや支えあいが不可欠です。

地域福祉保健計画では、世代や文化を超えて人と人との知恵あひお互いに助けあえる仕組みづくりや、地域ぐるみで取り組む健康づくり、誰もが活躍することでいきいきと暮らせる地域づくりなどを通じて「誰もが安心して健やかに住み続けられる支えあいのまちづくり」を進めます。

